

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する  
おそれのある行為に対する指示書

指 示 事 項

- 1 火入れ等を行う当日は、事前に消防署に通報して下さい。
- 2 火入れ等を行う場合は、現場責任者を立ち合わせて下さい。
- 3 火災が起こりやすい気象状態となったとき、又は火災警報が発令されたときは、直ちに火入れ等を中止し完全に消火して下さい。
- 4 火入れ等を行う場合は、消火用機械器具(小型ポンプ、水バケツ、消火器、スコップ等)及び人員を確保して下さい。
- 5 火入れ等が終わったら残火を完全に消火し、消防署に連絡して下さい。
- 6 火入れ現場で火災が発生した場合は、直ちに119番通報して下さい。
- 7 その他火災予防上支障のないよう注意して下さい。

※ 通報

桂川消防分署(警防係) TEL0948(65)0321

※ 緊急通報先(火災・救急) 1 1 9